

ID: 275

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	八頭町道路部分改良事業分担金徴収条例 第7条		
例規番号	平成25年条例第39号		
<p>【根拠条文】 (分担金の徴収猶予) 第7条 町長は、天災その他特別な理由があると認める場合に限り、分担金の納入を猶予することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日